

## 守谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について

### 1 改正の趣旨

地域包括支援センターの職員の人員確保が困難となっている状況を踏まえ、職員の配置基準を規定する介護保険法施行規則について、令和6年3月29日付けて柔軟な職員配置を可能とする改正が行われたことに伴い、市条例の一部を改正するものです。

配置基準の改正は、令和6年4月1日から施行されましたが、市町村条例の改正は1年間猶予する経過措置が設けられています。

### 2 改正の内容

#### 地域包括支援センターにおける職員配置基準の柔軟化

現 行	改 正
専従・常勤による職員配置	専従・常勤による職員配置  地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、  ①常勤換算方法による職員配置  ②複数区域の合算した第1号被保険者数に応じた3職種の配置

#### ・職員配置基準

一の区域における第1号被保険者おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに3職種を常勤の職員として、それぞれ1人配置する

#### ・3職種

- (1) 保健師その他これに準ずる者
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者
- (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

### 3 施行日

公布の日から施行(令和7年3月 定例月議会に条例改正案上程中)

## ●改正の説明

今回の改正は、介護保険法施行規則第140条の66第1号に規定する地域包括支援センターの職員の配置について、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、現行の配置基準を存置しつつ、これを緩和する改正が行われています。当該規則は市町村が条例で基準を定める際の従うべき基準となっているため、同様の改正を市条例において行うものです。

## 【改正点】

①これまで、一のセンターが担当する区域における第1号被保険者おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、以下に掲げる者を専従・常勤の職員として、それぞれ1人配置することとしていたところですが、引き続きこれを原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められるようになります。

- (1) 保健師その他これに準ずる者
  - (2) 社会福祉士その他これに準ずる者
  - (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

②また、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当するそれぞれの区域における第1号被保険者の合計数に応じた数の常勤の職員を個々のセンターに振り分けて配置することをもって配置基準を満たすことができるようになり、人材の確保が困難となっている地域包括支援センターの状況を緩和する改正となっています。

## ②イメージ

